

報告第 5 号

柏原市市税条例等の一部改正の主な概要(参考資料)

【 個人市民税 】 ふるさと納税制度の見直し

(第22条、附則第7条の4、第9条、第9条の2)

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

【 内 容 】

総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いた上で、指定する地方団体に対する寄附金（特例控除対象寄附金）のみをふるさと納税（特例控除）の対象とする。

【 指定の基準 】

1. 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
2. （上記1. の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ① 返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
 - ② 返礼品を地場産品とすること。

【 その他 】

上記の改正は、下記施行期日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

【施行期日】 平成31年6月1日

【 個人市民税 】 住宅借入金等特別税額控除の拡充

(附則第7条の3の2)

所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の控除期間が3年延長されることに伴い、所得税額から控除しきれなかった場合における個人市民税額から控除する制度についても同様に延長する。

現 行 制 度

◎ 控除期間 = 10年

◎ 内容

期 間	年度毎の控除額
1～10年目	以下のいずれか少ない方が限度額 ①所得税から控除しきれなかった金額 ②前年の所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）

改 正 後

◎ 控除期間 = 13年

◎ 対象

消費税率10%である住宅を取得し、かつ、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住したもの

◎ 内容

期 間	年度毎の控除額
1～ <u>13</u> 年目	変更なし

【施行期日】 平成31年4月1日